

事業概要

事業名	園芸産地高温対策事業
背景 必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・農業生産の現場では、高温の影響による被害が発生しており、例えばトマトでは着果不良や着色不良等が問題となっている。 ・施設園芸品目の高温対策については、換気、遮熱・遮光、冷却技術が開発されているが、今後の更なる高温環境に備えるためには、複数技術の現地導入を集中して支援する必要がある。
事業要旨	近年の高温環境における施設園芸品目の安定生産技術を推進するため、ハウスの換気装置、遮光・遮熱資材、冷却技術の複数技術の導入を支援する。
事業概要	<p>[事業実施主体] 施設園芸経営体 認定農業者、認定新規就農者、農業法人、農業者の組織する団体* ※農業者の組織する団体は、受益農家戸数が3戸以上に限る。</p> <p>[対象品目] 園芸品目（施設野菜、施設花き） ※露地栽培（野菜、花き）の育苗ハウスも対象。ただし、高温環境下で育苗する品目に限る。</p> <p>[対象経費] ①換気 ・外気導入器、肩部分換気装置、妻面換気装置、天窓換気装置 等 ※サイド（側窓）換気は対象経費としない。 ②遮光・遮熱 ・遮光ネット、遮熱ネット、遮熱フィルム 等 ※塗布剤は対象経費としない。 ③冷却 ・ヒートポンプ、細霧冷房、エアコン夜冷装置、パッド&ファン、屋根散水 等 ※設置に係る費用も含む。ただし、自力施工に係る費用は除く。</p> <p>[補助要件等] ・必ず複数の対策技術に取り組むこと（①+②は必須とする）。 ・既に対策技術に取り組んでいる場合は、既存の資材や装置も対策技術とみなす。 ・施設で園芸品目を栽培していること。 ・県が定める「強靱化ハウス」の要件を満たすこと、又は施設園芸共済や民間の賠償保険等に加入していること。 ・収量目標について、現状から向上かつ県が設定する収量基準を概ね満たすこと。 ・事業終了後も同一品目を栽培すること（導入する機械、装置等の耐用年数以上）。</p> <p>[補助率] 補助率 1/3 以内</p> <p>[補助上限・下限額] 上限 200 万円で設定予定だが、要望調査の結果に基づき判断する。 下限 20 万円で設定予定だが、要望調査の結果に基づき判断する。</p>